

## しろくま保育園（一時預かり保育）重要事項説明書

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

### 1. 施設運営主体

名 称 社会福祉法人多摩福祉会  
所 在 地 東京都世田谷区北沢二丁目36番9号  
電話番号 03-6804-8345  
代表者名 安川 信一郎

### 2. 利用施設

施設の種類 保育所  
施設の名称 しろくま保育園  
施設所在地 東京都練馬区谷原五丁目16番38号  
電話番号 03-6913-3308  
施設長 佐藤 博樹  
受入れ年齢 生後57日～小学校就学前  
認可定員 0歳児（3号） 9名 1歳児（3号）15名 2歳児（3号）16名  
3歳児（2号）20名 4歳児（2号）20名 5歳児（2号）22名  
開設年月日 令和6年4月1日

### 3. 施設の目的および運営の方針

- (1) しろくま保育園（以下「当園」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入園する乳児および幼児（以下「園児」という。）に対し、保育を提供することを目的とします。
- (2) 当園は、保育の提供にあたり、園児の人権擁護に努め、園児の最善の利益を考慮し、良質な水準かつ適切な内容の保育を行い、全ての園児が健やかに成長するために最もふさわしい環境を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、保育を提供するよう努めます。
- (4) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います。
- (5) 当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (6) 当園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、園児に対し差別的扱いをしません。

#### 4. 施設の概要

##### (1) 施設

敷地面積	1,321.21 m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造 地上2階建
園舎面積	909.33 m <sup>2</sup>
園庭面積	347.8 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	0歳児
保育室	5室	1, 2, 3, 4, 5歳児
一時保育室	1室	
医務室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

#### 5. 職員の種類、員数、業務内容

職種	員数	職務内容
園長	1名	職員および業務の管理、会計責任者の業務を行います。保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどります。
副園長	1名 以上	園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行います。
保育士	16名 以上	保育に専従し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務に従事します。
看護師	1名 以上	園児の日常の身体状況を観察し、適切な保健的対応や衛生管理を行います。
栄養士・調理員	4名 以上	園児の発達段階に応じ、離乳食、乳児食ならびに3歳児以上の幼児食に係る献立を作成します。作成した献立に基づく調理業務および食育に関する活動を行います。
事務員	1名	事務、庶務を統括し、施設管理、出納業務（出納責任者）の業務に従事します。

\*当園では、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、練馬区保育所扶助要綱、練馬区私立保育所援護費支給要綱、およびその他当該事業に

関する要綱等に示されている基準を満たす職員を配置しています。

6. 一時預かり保育を提供する日および時間ならびに一時預かり保育を提供しない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
提供する時間	8時30分～17時00分	
保育時間	1日利用	8時30分～17時00分以内の利用
	半日利用	8時30分～12時30分以内の利用
提供しない日・休園日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※午後半日の利用はお受けしておりません。

7. 一時預かり保育とは

練馬区にお住まいの方で、ご家庭で育児をされている方が、次のいずれかに該当する場合、一時的に利用できます。

- (1) 保護者が、就労を必要とするとき
- (2) 保護者が、就労のための技能を取得するとき
- (3) 保護者が、通学を必要とするとき
- (4) 保護者が、通院を必要とするとき
- (5) 保護者が、親族の看護又は介護にあたる時
- (6) 保護者が、子育て不安、育児疲れ等により利用を必要とするとき

※そのほかに保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等、緊急な場合も対象ですが、受け入れ定員に限りがございます。詳しくはお問い合わせください。

8. 一時預かり保育の1日あたりの定員数

3名（0歳児（1歳の誕生日を迎えたお子さん）は1名まで）

9. 一時預かり保育の対象児

- (1) 離乳の完了している子
- (2) 1歳の誕生日を迎えた子～就学前の子
- (3) 集団保育が可能な子
- (4) 保育園・幼稚園・認定こども園等に通っていない、または在籍していない子
- (5) 園長決裁で緊急性があると判断した子

※ただし、配慮が必要なお子さんについては、園での面談、園医の健診を行い、保育の可否の判断をいたします。

## 10. 契約期間

- (1) 契約期間は、契約書に示した開始日から、年度内の10月31日もしくは3月31日までとなります。契約の更新は、満了前に契約更新の意思確認をさせていただきます。
- (2) 契約期間内であっても、保育園や幼稚園等で保育を受けることになった場合や練馬区外へ引っ越される場合は契約を終了させていただきます。

### 11. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

#### (1) 保育料の額

利用料は予約した利用区分に応じます。

利用区分	保育料日額
1日	3,500円（その内、食費として400円）
半日	2,000円（その内、食費として300円）

- 1) 食費は、おかず・軽食の材料の他、お茶・牛乳・調味料等に使用します。
- 2) 食物アレルギーがあり、弁当持参で登園する場合にも、給食費は徴収させていただきます。食物アレルギー児の場合には、お弁当の管理や、誤食が起きないように等の配慮が発生いたします。

#### (2) キャンセル料の額

理由の如何によらず、利用日の前々日の13時以降のキャンセルについては、キャンセル料を徴収いたします。

利用区分	キャンセル料
午前半日	400円
1日	500円

#### (3) 超過料の額

やむを得ない理由で予約時間を超えて保育をおこなった場合は、超過料金を徴収いたします。

利用区分	超過料
半日利用者が 12時30分を超えた場合	1,500円
17時00分を超えた場合	15分につき 250円

#### (4) 利用料の適用

利用料は毎月1日から末日までを単位とし、実費徴収とします。各月の利用料は各月末の利用実績に基づき請求します。

#### (5) 納入方法

法人が指定した口座振替代行サービスを利用し、金融機関口座振替にて徴収いたします。口座振替の手続きが完了するまでの期間につきましては、法人が指定する金融機関口座へお振込みいただきます。

指定する金融機関および口座（ゆうちょ銀行からのお振込み）	
記号	00170
番号	452424
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 （シャカイクシホウジンタマフクシカイ）

指定する金融機関および口座 （ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み）	
銀行名	ゆうちょ銀行
支店名	〇一九（ゼロイチキュウ）
預金種目	当座預金
口座番号	0452424
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 （シャカイクシホウジンタマフクシカイ）

## 12. 利用区分の予約・変更

### （1）利用区分の予約

- ① 予約は、ID とパスワードを使い、インターネットの予約システムから予約をとっていただきます。
- ② 予約は30日後まで取ることができます。  
予約開始日が、土、日、祝日でも変わりませんのでご注意ください。
- ③ 週3日まで予約ができます。半日利用でも、1日利用でも1回とカウントします。
- ④ 予約は前日13時までにお取りください。

### （2）利用区分の変更

- ① 半日予約を1日に、1日予約を半日に変更される場合は、利用日前日の13時までに保育システム（コドモン）で連絡を入れてください。

## 13. 利用のキャンセル

### （1）利用のキャンセル

- ① 予約している日の利用をキャンセルする場合は、利用日の前々日の13時までにキャンセルの連絡を保育システム（コドモン）にて入れてください。
- ② 理由の如何によらず、利用日の前々日の13時以降はキャンセル料が発生します。

利用日	キャンセルの連絡 (これ以降はキャンセル料が発生します)
月曜日	金曜日13時まで
火曜日	金曜日13時まで
水曜日	月曜日13時まで
木曜日	火曜日13時まで
金曜日	水曜日13時まで
※間に祝日が入る時はこの限りではありません。お問い合わせください。	

- ③ キャンセル待ちのシステムはありませんので、インターネット上で空きが出たかの確認をおこない予約をお取りください。
- ④ 体調不良等で当日キャンセルされる場合にも、必ず連絡を入れるようにしてください。

#### 14. 嘱託医

医療機関の名称	浅村こどもクリニック
医師名	<small>あきむら しんじ</small> 浅村 信二
所在地	東京都練馬区石神井町2-8-21 星ビル2F
電話番号	03-5372-6686

#### 15. 嘱託歯科医

医療機関の名称	齋藤歯科医院
医師名	<small>あんざい きよし</small> 安齋 聡
所在地	東京都練馬区東大泉4-1-10
電話番号	03-3922-0081

#### 16. 緊急時等における対応方法

- (1) 当園の職員は、保育の提供に際して、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (2) 保育の提供に際して事故が発生した場合は、園児の保護者からあらかじめ届出を受けた緊急連絡先および練馬区に連絡し、必要な措置を講じます。
- (3) 当園は、事故の状況および講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を究明し、再発の防止に努めます。

#### 17. 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害に備え、防火管理者の監督の下、園児の安全を確保するための具体的な防災計画等を作成するものとします。
- (2) 当園は、防災計画等に基づき、園児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当

該体制について職員に周知します。

(3) 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難および消火に係る訓練を実施するものとします。

#### 18. 虐待等の防止のための措置

(1) 当園は、園児の虐待の防止を図るため、次の措置を講じます。

- 1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- 2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- 3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- 4) その他虐待防止および虐待の早期発見のために必要な措置

(2) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者（教育・保育給付認定保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所、練馬区保育課、練馬区子ども家庭支援センター等適切な機関に通告します。

#### 19. 苦情・要望等に関する相談窓口

(1) 当園は、園児の保護者や地域住民からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置き、園長を苦情解決対応責任者として、苦情対応の整備その他必要な措置を講じます。

(2) 苦情・要望等に係る相談窓口および第三者委員を以下のとおり設置しています。苦情・要望等のご相談は、直接又はお電話にて申し出てください。御意見箱も設置いたします。

(3) 苦情・要望等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

相談窓口	苦情受付担当者	副園長
	苦情解決対応責任者	園長
第三者委員	氏名	川端 隆 <small>かわばた たかし</small>
	肩書・役職	社会福祉法人新田保育園理事長 <small>しんてん</small>
	電話番号	090-7241-3662
第三者委員	氏名	源 証香 <small>みなもと さとかが</small>
	肩書・役職	白梅学園短期大学准教授
	電話番号	042-347-6221

#### 20. 個人情報の保護等

(1) 園児またはその家族に係る情報の収集は、利用目的を明確にし、目的達成のために必要最低限の範囲で行い、原則として園児またはその保護者から直接行います。

(2) 当園は、園児（当園を卒園した者を含む）またはその家族に係る情報の漏えいを防止するため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

(3) 当園は、園児に関する情報を他の機関に対し提供する際は、法令で定めがある場合を除き、あらかじめ園児の保護者の同意を得るものとします。

施行日 2024年5月1日

改定 2024年6月22日

## 《一時預かり保育重要事項説明書についての同意書》

西暦 年 月 日

しろくま保育園における一時預かり保育を開始するにあたり、一時預かり保育重要事項説明書に基づき重要事項の説明をおこないました。

施設名 しろくま保育園

説明者 園長 佐藤 博樹 ④

私は、一時預かり保育重要事項説明書に基づいてしろくま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ④ 児童との続柄

保護者氏名 \_\_\_\_\_ ④ 児童との続柄

児童名 \_\_\_\_\_